

(2) 2種免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数												小	別表3-2
授与を受けようとする免許状		小学校教諭1種免許状												注1 経験年数は、小学校教諭2種免許状取得後に勤務した次の職の期間 (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2) 教頭法制化(昭和49.9.1)前の小学校の教頭の職 (3) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が小学校と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて、教育に従事した職 (4) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職	
有することが必要な免許状		小学校教諭2種免許状													
経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上在学者等					
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		
必ず修得する科目	教科に関する専門的事項に関する科目													注2 次の者の経験年数は、「大学3年以上在学者等」の欄を適用する。 (1) 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者 (2) 大学(短期大学を含む。)に2年以上及び大学(短期大学を含む。)の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者	
	国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得する。	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1		
	各教科の指導法に関する科目	12	11	11	10	9	7	6	5	9	7	6	5		
	教育の基礎的理解に関する科目													注3 5年(大学3年以上在学者等は3年)をこえる経験年数には、次の職を通算できる。 (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職 (2) 社会教育主事(青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。)の職	
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	5	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1	注4 最低修得単位数は、小学校教諭2種免許状取得後に修得した単位とする	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)													注5 最低修得単位数について、平成元年4月1日以降、教育職員として採用された者は、採用後12年を経過し、指定を受けていた者で、3年の間に授与権者の指定する単位の修得方法により1種免許状を受けていない場合、経験年数による単位の通減がない。	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)													注6 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	3	2	2	2	1	1	2	2	1	1	注7 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。	
道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法													注8 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。		
計	21	19	17	15	13	11	9	7	13	11	9	7			
大学が独自に設定する科目	5	5	5	5	5	5	5	2	5	5	5	2			
合計単位数	30	28	25	23	20	18	15	10	20	18	15	10			